

## 平成23年度 事業計画

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

政府は、平成22年度以降5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」を平成22年3月30日閣議決定した。

この「消費者基本計画」においては、今後の消費者政策の基本的方向を示し、その具体的施策（171項目）の中で、景品表示法の厳正な運用と執行体制の拡充や、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう関係団体等を支援することなどが掲げられている。

当連合会会員が自主的に設定し運用する公正競争規約は、一般消費者の利益を擁護・増進し、事業者間の公正な競争を確保することを目的とするものである。したがって、公正競争規約を公正・厳正に運用することにより、果たすべき役割は、一層増大するものと考えられる。

こうした状況を踏まえて当連合会は、会員と一体となって、消費者庁、公正取引委員会、都道府県等の関係行政機関との連携強化、公正競争規約制度の普及・啓発、会員の公正競争規約運用状況把握と支援、独立行政法人国民生活センター等関連団体との協力の強化等を活動の主目的として、本年度においては、以下の事業を行うこととする。

なお、当連合会は、本年3月11日発生の東日本大震災により被災した会員及び会員の東北地区構成員へのお見舞いと、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念するとともに、この機に乗じて生じがちな反競争的な行為や消費者の商品選択を誤らせるような行為が排除されるよう、また、節電対策等会員の構成員など事業者の社会公共的な事業活動が円滑に行われるよう、独占禁止法や景品表示法の適正な運用について関係行政機関に要請することとする。

### 1 公正競争規約制度の適正な運営への取組と関係行政機関との連携強化

公正競争規約の目的は一般消費者による自主的で合理的な商品・役務の選択及び事業者間の公正な競争を確保することにあるところから、その達成のためには消費者行政を推進する消費者庁及び競争政策を運営する公正取引委

員会による強力なバックアップが不可欠である。

とりわけ、公正競争規約は両行政機関の共同の認定によって成り立っているものであるから、両行政機関の幅広い連携の下に指導・支援をいただくよう強く要請するとともに、当連合会においても両行政機関の消費者取引の適正化に向けての期待に応えることができるよう努めることとする。

その一環として、関係行政機関の参加を得て以下の会議を開催し、景品表示法及び公正競争規約の適切な運用を通じて、消費者利益を擁護増進し、事業者間の公正な競争を確保することにより、消費者取引の適正化が図られるよう努めることとする。

- (1) 「全国公正取引協議会連絡会議」を開催（東京）し、幅広い意見・情報交換を行う。
- (2) 景品表示法の消費者庁移管後、会員の地方構成員の相談窓口が縮小されるなど、ややもすると連絡等が希薄になりがちな地方都市において「地方ブロック連絡会議」（7ブロック）を開催するとともに、地方における相談窓口等の地方機能の強化拡充を要請する。
- (3) 上記(1)及び(2)の連絡会議を充実させることを検討する場として、消費者庁及び公正取引委員会と当連合会及び主要会員による連絡会議幹事会（仮称）を定期的で開催する。

## 2 景品表示法・公正競争規約制度の普及啓発

### (1) ピーアール活動

公正競争規約制度の趣旨・役割・内容等に関して、事業者、一般消費者等の理解を深めるため、公正競争規約制度・公正マーク・会員証、公正取引協議会の活動等を紹介するピーアール資料の作成・配布、消費者団体の機関誌等への広告掲載等を行うなど広報の充実を図り、会員の規約参加意識と規約参加のメリットを高めていくこととする。

### (2) 景品表示法セミナー

消費者行政の動向、景品表示法の概要・運用等をテーマに、会員の構成事業者、事業者団体、一般事業者を対象としたセミナーを開催し、景品表示法の正しい理解を求めるとともに、同法違反の防止に努めることとする。

### (3) 公正競争規約研修会

新しく設定された公正競争規約について、会員との連携の下に、会員の構成事業者等を対象とした研修会を開催することとする。

### (4) 消費者・消費者団体との意見交換、関係団体等との連携

会員及び連合会による公正競争規約の推進活動を一層充実させるため、会員との連携により、消費者・消費者団体との意見交換等を実施することとする。

また、これらに関して、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、公益社団法人日本広告審査機構等との連携を図ることとする。

## 3 情報提供活動

### (1) 会員に対する情報提供

景品表示行政、消費者政策及び競争政策の動向に関し、幅広く情報収集を行い、景品表示法違反行為に対する消費者庁長官による措置命令・警告、都道府県知事による「指示」等については、同時通信システムにより、関係行政機関の公表と同時に会員への情報提供を行うこととする。

また、景品表示行政、消費者政策及び競争政策の動向に関する情報等については、景品表示法に関する『Q&A』と併せて、毎月発行の「景表法通信」に掲載して提供することとする。

### (2) 連合会ホームページの充実

当連合会ホームページに掲載している公正競争規約制度、公正取引協議会の紹介（各公正取引協議会のホームページへのリンク等）、公正競争規約の内容、景品表示法違反事例の概要等に関するデータを、適時、更新する。また、違反事例に関しては、公正取引委員会（平成21年8月まで）及び消費者庁の措置命令データとリンクさせることにより、正確で迅速な情報提供に努めることとする。

## 4 公正競争規約遵守状況に関する調査

会員の要請等に基づき、会員の運用する公正競争規約の遵守状況を把握し、その円滑な推進に資するため、会員と連携して、規約対象商品に係る試買検査会、設定後一定期間を経過した規約の遵守状況に関する調査等を実施することとする。

これらの調査結果を踏まえ、公正競争規約に照らし問題となるおそれのあるものについては、会員による構成事業者に対する改善指導、連合会と会員との連名による非構成事業者に対する改善要請等の必要な措置を講じることとする。

## **5 公正競争規約・同規約運営等の課題に関する調査・研究**

公正競争規約の運用及び公正取引協議会の運営に関して会員に共通する課題・問題点の把握に努め、「消費者基本計画」に基づく施策の展開を注視して、これらについて、必要によりワーキンググループを設置する等により、調査・研究を行うこととする。

## **6 公正競争規約への参加及び規約の設定・変更についての支援**

会員との連携により公正競争規約への参加を積極的に呼び掛けるとともに、公正競争規約未設定分野の事業者・事業者団体等からの規約設定に関する相談等に対し適切に対応するとともに、公正競争規約の新規設定や公正競争規約・施行規則の変更に関し、表示連絡会の開催等について支援を行うこととする。

## **7 景品表示法・公正競争規約に関する相談・苦情への対応**

景品表示法・公正競争規約に関する会員の構成事業者、一般事業者、事業者団体及び一般消費者からの相談、照会、苦情等について、消費者庁及び会員等との連携の下に、適時・適切な対応に努めることとする。

## **8 一般社団法人への移行**

当連合会は、その組織や事業活動の実態等を総合的に勘案して検討した結果、一般社団法人に移行することとし、認可申請に向けて定款変更等の準備を進めることとする。